

「ぐんま住警器の日」に伴う広報活動

群馬県では、毎月10日を「ぐんま住警器の日」と定めています。

「住警器」とは「住宅用火災警報器」を略したものです。

全ての住宅に、住警器の設置が義務となり10年以上が経過しましたが、高崎市等広域消防局管内の住警器設置率は77%、全国平均の83%には届いていません。さらに、群馬県内の設置率は74%であり、これは全国47都道府県のうち43位と極めて低いものとなっています。（令和3年6月1日時点）

住警器の設置向上を目指し、高崎市女性防火クラブ及び安中市女性防火クラブと連携して、高崎駅ペDESTリアンデッキ上及び安中市の商業施設で住警器についての呼びかけや啓発品の配付を行いました。

高崎駅ペDESTリアンデッキでの広報活動



安中市商業施設での広報活動

